

ひとり親家庭等医療証(親医療証)を

送付します

平成21年1月1日からの新しい医療証は、今月下旬に送付します。

1月1日以降に診療を受けるときは、必ず新しい医療証と健康保険証を一緒に医療機関の窓口へ提出してください。

有効期間の過ぎた医療証は使用できませんので、ご自身で破棄するか、子育て支援課へお返しください(郵送可)。

〔交付される方〕有効期間が12月31日までの医療証をお持ちで、平成19年中の所得が別表の所得制限基準額未満の方です。

ただし、現況届が未提出の方は、提出後の交付になります。

〔ひとり親家庭等医療費助成制度とは〕

18歳に達した年度末までの児童(児童に一定の障がいがある場合は20歳到達前まで)が、次の受給要件のいずれかに該当するとき、その児童と父または母または養育者(父母以外の者が養育しているとき)の医療費の自己負担分を助成します。

〔受給要件〕▽父母が離婚した児童▽父または母が死亡した児童▽父または母が重度の障がい

を有する児童▽父または母が生死不明である児童▽父または母に1年以上遺棄されている児童▽父または母が法令により1年以上拘禁されている児童▽母が婚姻によらないで出生し父から援助されていない児童

※このほか、市内に住所を有し、健康保険に加入しており、平成

19年中の世帯の所得が、左表の所得制限基準額未満であることも必要になります。また、単身の異性が同居所に居住している場合(単身の異性が、直系血族および兄弟姉妹等扶養義務者にあたる場合を除く)や離婚は成立したが、元配偶者が同居所に居住している場合はひとり親家庭として認定できません。

〔申請に必要なもの〕▽保険証▽印鑑(朱肉を使用するもの)▽児童扶養手当証書(交付されている方)▽平成20年1月1日の住所地の区市町村長が発行した「平成20年度住民税課税証明書」(平成20年1月2日以降市内に転入した方)

※要件により異なった添付書類が必要になりますので、詳細はお問い合わせください。

※所得から控除できるもの

1. 雑損
2. 医療費
3. 障害者・特別障害者
4. 社会保険料(一律8万円)
5. 小規模企業共済等掛金
6. 寡婦(夫)・特別寡婦(父・母を除く)
7. 配偶者特別
8. 勤労学生

〔問い合わせ〕子育て支援課手

当助成係

■所得制限基準額

扶養者の数	申請者	扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円

※扶養義務者とは、申請者と同居している直系血族(祖父母・父母・兄弟姉妹)の子・孫。

〔問い合わせ〕子育て支援課手

行政たごびばん

12月の夜間・日曜納税窓口の税の納め忘れはありませんか？

▽日曜窓口(日時)21日(日)午前8時30分午後5時
▽夜間窓口(日時)25日(木)午後8時まで

〔会場〕納税課
なお、平成20年度固定資産税(第3期分)、平成20年度国民健康保険税(第6期分)は、12月25日(木)までに納めてください。

※納付は便利に納め忘れない口座振替をご利用ください。

〔問い合わせ〕納税課

平成20年工業統計調査に協力をお願いします

平成20年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査をお願いする製造事業所には、12月から平成21年1月にかけて調査員が伺いますので、協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密は保護されます。

〔問い合わせ〕総務課庶務統計係

初めて申告される方は、お問い合わせください。

〔問い合わせ〕課税課

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」の施行

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が12月1日から施行され、特別遺族給付金の支給対象が平成18年3月26日までに亡くなった労働者、または特別加入者の遺族の方へと拡大されました。

〔問い合わせ〕東京労働局(3512)1618

寝たきり高齢者等の所得税・住民税にかかる障害者控除対象者の認定申請を受け付けます

〔対象〕次のすべてに該当する方

- ▽65歳以上の要介護認定者(要介護3～5)
- ▽基準日(平成20年12月31日)前6カ月以上寝たきりまたは認知症で日常生活に支障のある方

〔申請〕対象となる方の介護保険被保険者証をお持ちの上、福祉総合相談窓口で申請してください。

平成20年度税制改正において耐用年数表が変更され、機械および装置については耐用年数の全面改正が行われました。

さい。平成21年1月8日(木)から受け付けます。

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

外国籍の方も国民年金に加入が必要です

国民年金は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。外国籍の方でも国民年金に加入しなければなりません。

〔問い合わせ〕介護支援課介護係

厚生年金係で行ってください。

ただし、次の方は加入手続きの必要はありません。

- ▽厚生年金保険に加入している方
- ▽厚生年金保険・共済組合に加入している方の被扶養配偶者
- ▽日本と社会保障協定が結ばれている国の出身で、日本の年金制度への加入が免除されている方

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

インターネットで年金加入記録を確認できる「年金個人情報提供サービス」が便利です

社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)では、24時間いつでも、ご自分の年金個人情報を確認することができ、年金個人情報提供サービスを行っています(老齢年金を受けられている方や共済組合の組合員の方は利用できません)。

〔サービス内容〕以下の年金個人情報などを確認できます。

- ▽公的年金制度の加入履歴(加入制度、事業所名称、資格取得、喪失年月日、加入月数等)
- ▽国民年金の保険料納付状況
- ▽厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額
- ※提供する年金加入記録は毎月1回更新します。

〔お問い合わせ〕東京労働局(3512)1618

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

〔お問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361-101

審議会等の公開

〔日時〕12月18日(木)午前10時から

〔会場〕3階選挙管理委員会事務局

〔お問い合わせ〕選挙管理委員会事務局

〔日時〕平成21年2月6日(金)午後1時30分から

〔会場〕都庁第一本庁舎

〔定員〕15人(多数抽選)

〔案件〕「東京都市計画都市再生特別地区」ほか

※詳細は、ホームページ(<http://www.toshiseibi.metro.tyoto.jp/>)をご覧ください。